

### 諫早湾における政治と司法：司法政治学による公共事業の分析

田畑, 琢己 / Tabata, Takuki

---

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Koukyo Seisaku Shirin : Public Policy and Social Governance / 公共政策志林

(巻 / Volume)

10

(開始ページ / Start Page)

60

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

2022-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025650>

# 諫早湾における政治と司法 — 司法政治学による公共事業の分析

Politics and Judiciary in Isahaya Bay  
— Analysis of public works by judicial politics

田 畑 琢 己

## 要約

公共事業が政治のトップ課題となったのは民主党政権による「コンクリートから人へ」である。2009年8月30日に投開票が行われた第45回衆議院議員総選挙の結果、民主党が308議席を得て衆議院第一党となった。これに伴い当時の前原国土交通大臣は「ハッ場ダム」の建設中止を宣言したが、徐々に再開されてしまった。この大きな原因として各地の裁判所の判決の重みがある。裁判ではもちろん直接的には政治は審理対象とはされない。審理対象はあくまで根拠法とそれに基づく処分（行政の執行）である。そういう意味では、論理的には、政治と裁判は連動しない。ハッ場ダム判決も同様であるが、司法部で出された判決を、政治で覆すことはひどく困難で、そのような意味では政治とは連動している。もっとも、そもそもの法律の制定及び行政の執行には大きく政治がかかわっていて、これは全国総合開計画、あるいはこれに連動する日本列島改造論などを見れば明らかである。また様々な判決が、この政治による法律の制定や行政の執行に大きな影響を与えることもしばしばみられる。公共事業は裁判でも多く争われているが、近年、政治と司法の交点となった代表的な公共事業は、諫早湾とハッ場ダムであろう。諫早湾とハッ場ダムの裁判では、多くの論点で争われたが、それぞれ事業と漁業被害との因果関係と事業による治水効果が争点となった。本稿では、現在まで長期間にわたって裁判が継続している諫早湾干拓事業について分析・検討した。諫早湾では、歴史的に干拓事業に「消極的な佐賀県」対「積極的な長崎県」、「因果関係を認めた佐賀地方裁判所」対「因果関係を認めなかった長崎地方裁判所」という対立軸があるように見える。このように、因果関係が政治と司法との間で交点となっているのは興味深い現象である。諫早湾干拓事業の問題は、司法による解決は極めて困難であり、最終手段として政治的決断による特別立法による解決が必要になるだろう。

## 1 問題の所在

この15年間で公共事業は、2度も国政で争点となった。2008年のガソリン国会と翌年の第45回衆議院議員総選挙である。ガソリン国会と化した2008年の通常国会では、揮発油（ガソリン）税などの6兆円近い道路特定財源の使い方が問題となった。2001年に首相に就任した小泉純一郎は、道路特定財源の一般財源化を打ち出したが実現できず、首相を継いだ安倍晋三も一般財源化を標榜していたが、2007年参議院選挙で連立与党が大敗し同年9月に辞任し

た。参議院が野党多数となった2008年のガソリン国会では、本来の道路特定財源の税額を34年間も約2倍にしてきた暫定税率の維持関連法案を提出したものの法案審議が進まず、同年3月31日に道路特定財源が失効するという歴史的な出来事が起こった<sup>1</sup>。

公共事業が政治のトップ課題となったのは民主党政権による「コンクリートから人へ」である。2009年8月30日に投開票が行われた第45回衆議院議員総選挙の結果、民主党が308議席を得て衆議院第一党となった。これに伴い当時の前原国土交通大臣は「ハッ場ダム」の建設中止を宣言したが、徐々に再

開されてしまった。この大きな原因として各地の裁判所の判決の重みがある。

裁判ではもちろん直接的には政治は審理対象とはされない。審理対象はあくまで根拠法とそれに基づく処分（行政の執行）である。そういう意味では、論理的には、政治と裁判は連動しない。ハッ場ダム判決も同様であるが、司法部で出された判決を、政治で覆すことはひどく困難で、そのような意味では政治とは連動している。

もっとも、そもそもの法律の制定及び行政の執行には大きく政治がかかわっていて、これは全国総合開計画、あるいはこれに連動する日本列島改造論などを見れば明らかである。また様々な判決が、この政治による法律の制定や行政の執行に大きな影響を与えることもしばしばみられる。

公共事業は裁判でも多く争われているが、近年、政治と司法の交点となった代表的な公共事業は、諫早湾とハッ場ダムであろう。諫早湾とハッ場ダムの裁判では、多くの論点で争われたが、それぞれ事業と漁業被害との因果関係と事業による治水効果が争点となった。本稿では、現在まで長期間にわたって裁判が継続している諫早湾干拓事業について分析・検討する。

## 1.1 先行研究の検討

### 1.1.1 見平典の研究

見平典<sup>2</sup>は、司法積極主義に関して違憲審査制を題材に司法政治学を考察し、その概要は、次のとおりである。

司法政治学の研究には、政治や政策に対して司法行動が及ぼす影響、司法行動を規定している要因、裁判官選任手続などの解明がある。長年、司法政治学の研究は、各種の政治的・法制度的・社会的・主体的要因が司法行動の規定要因とされてきた。違憲審査制が機能するためには、①法理論・制定法・先例という司法積極主義の根拠の存在、②司法積極主義の国民への浸透具合、③裁判官と裁判手続の正当性、④裁判所の権威の程度が挙げられる。

見平典は、国内で司法政治学の研究が難しかった理由としては、政治学と法学との谷間に位置してい

ることや、政治と司法の分離という意識が強いことがあると指摘している。同時に、見平典は、より良い司法制度を構築する上で司法過程の動態を精確に理解することが重要であり、重要な公共的意思決定過程についても歴史的検証に付されなければならないという結論を述べている。

政権と密接な関係にある公共事業に対して、国民との関りを最小化した司法が、現実の政治力学の中で司法積極主義を貫いて政権と対峙することは難しい。司法積極主義を不要とした戦後の自民党政権による一党優位では、自民党内閣により裁判官任命が行われてきたため、最高裁判所では、自民党政権と乖離のない謙抑的な価値観が支配的であった。公共事業裁判との関係では、「判決の履行を促す有力な政治勢力がどの程度継続的に存在しているか」、「関連する社会諸科学・自然諸科学の成果などについての多様で豊かな情報と、それを精査・分析して法理論を構築する時間」が重要である。

### 1.1.2 五十嵐敬喜の研究

五十嵐敬喜<sup>3</sup>は、公共事業の統制について司法の視角を取り入れて研究したが、その研究概要は次のとおりである。

公共事業は戦後日本社会の中で最も話題を呼ぶテーマの1つである。公共事業の直接的な効果としては、交通、治水、雇用、経済などがあり、様々な分野で大きな成果を生み日本の近代化や経済成長に大きく寄与した。具体的な事業としては、高速道路、新幹線、ダムあるいは空港や港そして埋立などを見れば分かる。しかし、その反面、政治腐敗、莫大な借金、環境破壊など致命的なマイナス作用を生み出したことも否定できない。この事態について五十嵐敬喜は、市民の立場から事後のコントロール手法として司法統制と事前コントロール手法としての「公共事業基本法」などの立法的対応を提言してきた。この司法統制の中で最も難関となっているのが、行政事件訴訟の中の「行政の自由裁量権」の問題である。周知のように行政事件訴訟法30条では「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」とされていて、市民から

見ていかに「不条理な公共事業」でも、行政の裁量権によって合法とされてしまう、端的に裁判に勝てない、とされてきたのである。行政の裁量権という言葉は使われないが、行政事件に止まらず民事事件の差止でも裁判に勝てない。

これを打開するために、五十嵐敬喜は、公共事業の判断基準としての「費用便益分析論」を提起してきた。裁判所は費用便益分析について未だ定見が確立されたとはいえず、その判断もバラバラであるが、何れの裁判を見てもこの費用便益分析は避けては通れない物差しになっていることは疑いを入れない。問題は裁判所も納得する正当な物差しにするために費用便益分析をどう改良するかということであり、ここには今後研究すべき大きな課題が提示されている。五十嵐敬喜は、「費用便益分析の改良と費用便益分析の根拠となる需要予測に人口減少をどのように取り入れて行くのが大きな問題である。」と指摘した。

## 1.2 分析の視角

見平典は、「判決の履行を促す有力な政治勢力がどの程度継続的に存在しているか」、「関連する社会諸科学・自然諸科学の成果などについての多様で豊かな情報と、それを精査・分析して法理論を構築する時間」の2点を指摘した。五十嵐敬喜は、公共事業を統制するために「公共事業基本法」と「費用便益分析論」を提起した。

本稿では、見平典と五十嵐敬喜の研究を踏まえて、諫早湾における干拓事業と漁業被害との因果関係について政治と司法の両面から検討・分析を行う。

## 2 政治による推進と中止

諫早湾は、有明海特有の約6mの潮の満ち引きにより広大な泥の干潟を形成し、有明海の西側の奥の干潟である。干潟には河川から流れ込んだ栄養分などによりムツゴロウなどの有明海特有の生物を産んだ。諫早湾干拓は、各時代の政治の影響を受けながら進んでいるので時系列により整理する。

### 2.1 有明海地域総合開発計画

有明海地域総合開発計画は、有明海170,000haを閉め切ろうとするもので、戦前、共産党の徳田球一も獄中で構想を練っていたといわれ、当初から政治との関わりがあった。1948年、建設省九州地方建設局企画部長で熊本大学教授の藤芳義男が沿岸の市町村長とともにGHQ（連合軍最高司令部）に堤防補強の陳情に出向いたときにGHQから干拓事業について助言があったようである。1950年に制定された国土総合開発法に基づいて、1953年に有明海は調査地点に選定された。1952年、福岡、熊本、佐賀、長崎の4県による「有明海総合開発協議会」や長崎県による「大長崎干拓構想<sup>4</sup>」が打ち出されたが、有明海地域総合開発計画は、事業費3,000億円（当時の金額）という莫大な予算に見合う効果が期待できないことから、4県による計画は中止された。

長崎県だけは、「大長崎干拓構想」について独自の調査を続けた。この計画では、諫早湾10,094haを10,900mの大堤防により、米作りのために6,700haを造成するという内容であり、農地造成が目的だったのである。有明海地域総合開発計画も、戦後の食糧難による米作りが目的であった。そして、長崎県は、「長崎干拓は県政の柱だ」とし、大きな政治課題となった<sup>5</sup>。

### 2.2 長崎南部地域総合開発事業

1969年、大長崎干拓構想は、米の生産調整問題が起こり中止された。翌年の知事選挙では、保守同士の激しい選挙の結果、佐藤勝也知事から久保勘一知事に交代した。久保勘一知事は、干拓事業に消極的であった前知事と異なり、「大長崎干拓構想」を「長崎南部地域総合開発事業計画（以下、「南総計画」という。）」として再発足させたのである。南総計画は、「日本列島改造の長崎県版を造る」と豪語してきた久保勘一知事の政治生命をかけた中心的開発計画となった。南総計画では、諫早湾奥武約10,000haを10.3kmの潮受け堤防で閉め切り、農地造成5,500haと淡水湖3,600haを造成するというものであった。南総計画は、漁業補償交渉が難航したことから一旦休止された。1974年、南総計画は再開され、国の予

算もつけられたが漁民の反対により事業着工はできなかった（以後、毎年予算措置がされた。）。

南総計画は、農業用水、都市用水、工業用水などの水資源開発を目的に加えたものの、大長崎干拓構想の内容と変わらなかった。この南総計画は、1982年に飲料水として適さないことに加えて、有明海4県漁民の大闘争のために中止されたのである<sup>6</sup>。

### 2.3 諫早湾防災総合干拓事業

1983年、南総計画は、「諫早湾防災総合干拓事業」と名称を変更し、防災を重視したものに転換された。1957年の諫早水害に加えて、1982年に発生した長崎大水害では、浸水家屋約3,000戸、死者21名の被害を出したことが変更の理由とされた。長崎県選出の金子岩三農林水産大臣は、南総計画を打ち切り防災目的の「国営諫早湾防災総合干拓事業」を打ち出して、農林水産省を事業主体とする総事業費1,590億円<sup>7</sup>の干拓事業が始まったのである。

1983年、南総計画が諫早湾防災総合干拓事業と名称を変更されたときに、農林水産省は、縮小案を検討するために「諫早湾防災対策検討委員会」を発足させた。この委員会は、漁民、住民、自然保護団体を除いた土木などの専門家だけ組織され、委員長は京都大学教授の角屋陸が務めた。諫早湾防災対策検討委員会では、最終的な縮切り面積を決めることができず3案併記という異例の報告書を作成した。3案とは、4,600ha、3,900ha、3,300haであり、諫早湾防災対策検討委員会は、最終結論を出さないで解散した。重要な問題を残したまま、1985年、福岡県、熊本県、佐賀県の3県漁連が、湾の縮切り面積について3,550haで合意し、1986年には、湾内12漁連が総額243.5億円の漁業補償協定に調印したことにより、事業が着手されることになった。調印は3県漁連が調停を依頼した佐賀県選出の三池信代代議士と福岡県選出の稲富綾人代議士により政治決着された。

事業の名称は従前の「諫早湾防災総合干拓事業」から「諫早湾干拓事業」に変更され、1987年、「国営諫早湾土地改良事業」として、公式に計画決定されたのである<sup>8</sup>。

### 2.4 国営諫早湾干拓事業のその後

干拓事業を実施するための手続は、「長崎県環境影響評価事務指導要領」に基づく九州農政局による環境影響評価書の作成（1986年）と、公有水面埋立法に基づく長崎県知事の承認（1988年）があり、1989年に干拓工事が始まった。1990年に潮受け堤防の建設着手、1997年に潮受け堤防南部排水門が閉め切られた（マスコミには、「ギロチン」と称され報道された。）。

この結果、潮の満ち引きがなくなり、干潟は乾燥し、ひび割れた。カニやムツゴロウは巣穴に潜って死滅し、干潟を覆っていたカキやハイガイも死滅した。カニなどを餌としていた渡り鳥も途絶えた。干陸化した干潟には、人の背丈ほどの陸生植物で覆いつくされた。

潮受け堤防締切り後、国内最大の生産量を誇った有明海のノリに色落ちが発生するなどの漁業被害が顕著となった。2001年、小泉純一郎内閣の武部勤農林水産大臣は、干拓事業の抜本的な見直しを表明し、2002年4月から28日間の短期間の開門調査を実施した。しかし、短期の開門調査では「有明海の海洋環境の影響は検証できない」とされ、2006年に農林水産省は「今後は開門調査は行わない」との方針を表明したのである。

国営諫早湾干拓事業に対して民主党の菅直人は、典型的な「無駄な公共事業」と批判し、政権交代前にテレビ局の取材者や市民運動家などとともに現地に赴き「水門開放」を唱えていた。2009年の政権交代により政権党となった民主党は、「開門調査を行うことが適当」という見解を発表した。2010年、内閣総理大臣に就任した菅直人は、開門調査を命じた裁判例である福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁について上告を断念すると表明した。これに対して、政府内でも仙谷由人官房長官や鹿野道彦農水相が菅を説得しようとしたが、菅は「私が決断したことだ」と意見を変えず高裁判決を確定させた。中村法道長崎県知事は、「国営事業として進められたのに一切相談・報告がなく、報道で初めて聞いた。大変遺憾だ」として不快感を示した<sup>9</sup>。

## 2.5 まとめ

諫早湾干拓事業は、たびたび変わる計画と事業費が大きな問題であり、計画策定手続と事業評価に分けて整理する。

### 2.5.1 計画策定手続

諫早湾干拓事業に関係した計画は、全国総合開発計画（2008年に「国土形成計画」に変更された。）と土地改良長期計画である。

全国総合開発計画は、国土総合開発法（2005年に「国土形成計画法」に変更された。）に基づく計画であり、全ての公共事業の頂点に立つ計画である。国土形成計画法第6条第4項は、「国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」と定めて、国会の関与ができない。土地改良法第4条の2第1項は、「農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」と定めて、土地改良長期計画に対しても国会は関与できない。最終決定者は「閣議」であるが、内閣総理大臣などの大臣が議論して国政の方針を決めるという本来の姿と異なり、前日に開かれる事務次官会議の決定を追認するだけである。

この点、諫早湾干拓事業は、長期間にわたって地方政治から国政まで巻き込んだ大問題であったにもかかわらず一連の計画策定又は変更手続に多様な国民の意見が反映されなかった<sup>10</sup>。

### 2.5.2 事業評価

諫早湾干拓事業は、土地改良事業として実施された。土地改良法第8条第4項第1号は、「申請に係る土地改良事業が、第一条に規定する目的及び原則を基準として政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでないとき。」と定めている。土地改良法施行令第2条は、土地改良法第8条第4項第1号の基本的要件として、①事業の必要性（第1号）、②技術可能性の要件（第2号）、③経済性の要件（第3号）などを定めている。ここで問題となるのは、③経済性の要件、すなわち費用

便益分析である。土地改良法施行令第2条第3号は、「当該土地改良事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。」と定めているからである。

諫早湾干拓事業の妥当投資額は1,385億円に対して、当初計画事業費は1,350億円、最終的な事業費は2,530億円となった。投資効率は、当初計画で1.026であった。事業費が約2倍となり再評価をした場合投資効率は1を割り込む<sup>11</sup>のは明らかであり、実際に、農林水産省は「事業費が予定の倍近くに膨らんだ」という理由で投資効率が0.81となったことを公表している<sup>12</sup>。

土地改良法施行令第2条第3号が争点となり原告勝訴が確定した裁判例としては、永源寺第2ダム事業計画決定等取消請求事件（大津地判平成14年10月28日判タ1209号131頁、大阪高判平成17年12月8日裁判所ウェブサイト掲載、最一決平成19年10月11日判例集未掲載）がある。ここでは、ダムの規模が僅か10%大きく変更されたことで、当初の投資効率1.04が変更により1を下回ることが確実となり計画が取り消された。諫早湾干拓事業では、原告適格などの行政事件訴訟法の訴訟要件を満たさないので、取消訴訟が提起されなかったと思われるが、もし提起されれば永源寺第2ダム事業計画決定と同様に計画は取り消されていたろう<sup>13</sup>。

## 3 司法による事業の推進と中止

司法による事業の推進と中止は、因果関係が争点となった裁判例を取り上げる。最初に、工事差止と排水門撤去及び排水門の開門を求める漁業者が原告となった裁判例の中で因果関係について裁判所の考え方が示されたのは4事件、9裁判例である。次に、排水門開門差止を求める営農者側が原告となった裁判例の中で因果関係について裁判所の考え方が示されたのは2事件、2裁判例である。間接強制申立事件などの裁判例は、因果関係についての裁判所の考え方が示されなかったので取り上げない。

### 3.1 諫早湾干拓工事差止事件1

#### 3.1.1 裁判所の判断

(佐賀地決平成16年8月26日判時1878号34頁)

①「民事訴訟における因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく…高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるというべきである（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁）。…因果関係の立証の有無については、通常人が特定の事実が特定の結果発生を招来したという関係の存在を、確信することに至らなくとも一応確からしいという心証を持ちうるものか否かということで判断すべきである」。

②「債権者らと債務者の間には人的にも物的にも資料収集能力に差が存するのであって…自然科学的証明にも近い高度の立証を求めるのは民事保全手続においても妥当する公正の見地からは到底是認し得ない…長期開門調査が行われないことによって事実上生じた「より高度の疎明が困難となる不利益」を債権者のみに負担させるのはおよそ公平とはいいがたい」。

(佐賀地決平成17年1月12日訟月53巻3号766頁)

③「民事訴訟における因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく…通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるというべきであり…現時点では本件事業（諫早湾干拓事業）が有明海で生じた漁業被害の唯一の原因とまでは断じ得ないものの、少なくとも漁業被害に一定程度寄与していることについての因果関係の疎明はある」。

(福岡高決平成17年5月16日判時1911号106頁)

④「本件事業と有明海の漁業環境の悪化との関連性については、定性的にはこれを否定できないが、定量的にはこれを認めるに足りる資料が未だないといわなければならない。…本件事業を所管する九州農政局は、ノリ不作等の検討委員会の提言に係る中・長期の開門調査を含めた、有明海の漁業

環境の悪化に対する調査、研究を今後とも実施すべき義務を、有明海の漁民らに対して一般的に負っているものといわなければならない。…相手方らの本件申立ては、その被保全権利についての疎明が未だないといわざるを得ない」。

(最三決平成17年9月30日訟月53巻3号773頁)

⑤「本件事実関係の下においては、国営諫早湾土地改良事業と原告人らの主張する漁業被害との因果関係のないとした原審の認定判断につき、所論の判例違反、経験則違反等の違法があるとはいえない」。

#### 3.1.2 裁判例の分析

判旨①は、ルンバールショック事件判決（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁）を引用して、「因果関係の立証の有無については、通常人が特定の事実が特定の結果発生を招来したという関係の存在を、確信することに至らなくとも一応確からしいという心証を持ちうるものか否かということで判断すべきである」という考え方を示した。この考え方は、以後、全ての諫早湾裁判に共通することになった。判旨②は、「債権者らと債務者の間には人的にも物的にも資料収集能力に差が存する」と「長期開門調査が行われないことによって事実上生じた「より高度の疎明が困難となる不利益」という理由から原告の立証責任を軽減した。判旨③は「漁業被害に一定程度寄与していることについての因果関係の疎明はある」という考え方を示した。判旨④は、「本件事業と有明海の漁業環境の悪化との関連性については、定性的にはこれを否定できないが、定量的にはこれを認めるに足りる資料が未だない」として、事業と漁業被害との因果関係を認めなかった。判旨④は、「開門調査を含めた、有明海の漁業環境の悪化に対する調査、研究を今後とも実施すべき義務を、有明海の漁民らに対して一般的に負っている」とし、国に対して開門調査を行う義務を認めた。判旨⑤は、判旨④を追認するのみであった。

### 3.2 諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件

#### 3.2.1 裁判所の判断

(佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁)

- ①「原告らは、本件事業と漁業環境の悪化との因果関係について…白木4原則に準じて、(1)時期的な一致、すなわち、本件潮受堤防の締切りと漁業環境の悪化が発生したこととの時期的な一致が認められること、(2)漁業環境の悪化を示す質的变化が生じていること、すなわち、本件潮受堤防の締切り前後で漁業環境が質的に悪化していること、(3)科学的な説明が可能であること及び(4)有力な他原因がないことの立証があるときは、本件事業に伴う工事及び本件潮受堤防の締切りと有明海における漁業環境の悪化ないし漁業被害との間に因果関係が高度の蓋然性をもつと認められると主張する。…本件においては…因果的連鎖を逐一証明することは不可能に近いから、因果関係の証明負担の軽減方法を検討する必要がある、その意味から、疫学的証明による方法は、因果関係の判断において、大いに参考になるものと考えられる」。
- ②「疫学的因果関係の有無についてみるに…その原因を特定できるほどに科学的知見の集積が行われていない。…本件においては、全体として、潮受堤防の締切り前のデータが不足しており、締切りによる環境因子に対する暴露（締切り後）群と非暴露（締切り前）群の統計的有意差…を確認する方法がなく…定量的に示すことはできない…高度の蓋然性をもって認定するのは困難といわざるを得ない。そこで、翻って原告らの立証の程度につきみるに…本件潮受堤防の締切りと諫早湾内及びその近傍場の環境変化との因果関係については、相当程度の蓋然性の立証はされているものというべきである」。
- ③「本件事業のように大規模な公共事業を実施した被告としては、これにより有明海の漁業に被害を及ぼしている可能性がある以上、有明海の漁民らに対し、率先してその当否を解明し、その結果に基づいて適切な施策を講じる義務を一般的に負担しているというべきであって、そのためにはもはや中・長期の開門調査は不可欠である。…被告と

しては、本件事業と有明海の環境変化との間の因果関係について、自ら一般的には立証責任を負担していないからといって、それを根拠に、これを放置することは到底許されるものではない」。

(福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁)

- ④「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判断は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを要し、かつ、それで足りるものと解すべきである（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁参照）」。
- ⑤「魚類資源の減少に関与する可能性のある要因は、(1)生息場（特に仔稚魚の成育場）の消滅・縮小、(2)生息環境（特に底層環境や仔稚魚の輸送経路）の悪化に整理できる。(1)に関しては…魚類資源の減少の一因になる可能性がある。(2)に関しては…仔稚魚の育成場である干潟の減少につながる。…本件潮受堤防の締切りによって…干潟が消滅したものである。…魚類資源の減少に関与する可能性のある要因が複数生じた可能性が高い。…したがって、諫早湾においては、本件潮受堤防の締切り後、全国的な傾向よりもはるかに急激に漁獲量が減少している…事実を総合すると、本件潮受堤防の締切りによって…1審原告らの漁業被害が発生した蓋然性が高いというべきであり、経験則上、本件潮受堤防の締切りと上記漁業被害との因果関係を肯定するのが相当である」。

#### 3.2.2 裁判例の分析

判旨①は、白木4原則について「因果的連鎖を逐一証明することは不可能に近いから、因果関係の証明負担の軽減方法を検討する必要がある、その意味から、疫学的証明による方法は、因果関係の判断において、大いに参考になるものと考えられる」という考え方を示した。判旨②は、判旨①を踏まえて「本件潮受堤防の締切りと諫早湾内及びその近傍場の環境変化との因果関係については、相当程度の蓋然性の立証はされているものというべきである」と

いう考え方を示した。判旨③は、判旨①②より「中・長期の開門調査は不可欠である」という考え方を導いた。判旨④は、ルンバルショック事件判決（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁）により因果関係の有無を判断するとした。判旨⑤は、魚類資源の減少に関与する可能性のある要因を「生息場（特に仔稚魚の育成場）の消滅・縮小」と「生息環境（特に底層環境や仔稚魚の輸送経路）の悪化」の2つに整理して、具体的な事実を積み上げて「本件潮受堤防の締切りと上記漁業被害との間の因果関係を肯定するのが相当である」という考え方を示した<sup>14</sup>。

判旨①②③④⑤は、諫早湾干拓工事差止事件1（佐賀地決平成16年8月26日判時1878号34頁、佐賀地決平成17年1月12日訟月53巻3号766頁、福岡高決平成17年5月16日判時1911号106頁、最三決平成17年9月30日訟月53巻3号773頁）が求めた「中・長期の開門調査は不可欠である」を踏襲する極めて妥当な考え方である。

### 3.3 諫早湾干拓地潮受堤防排水門開放事件1

#### 3.3.1 裁判所の判断

（長崎地判平成23年6月27日LEX/DB25471950）

- ①「本件開門請求が認められるためには、本件事業により開門請求原告らの漁業行使権が侵害されたという因果関係が認められることが必要となるところ、訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるものと解されるから（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁参照）、本件における因果関係の判断に当たっても、これに従って検討する」。
- ②「本件事業が開門請求原告らの漁業権行使に与える影響の程度が湾内漁業補償契約に基づく漁業行使権の一部放棄及び制限の範囲を超える侵害をも

たらしたか否かは明らかではない。…したがって、開門請求原告らの本件開門請求は認められない」。（福岡高判平成27年9月7日LEX/DB25541157）

- ③「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判断は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを要し、かつ、それで足りるものと解されている（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁）。…漁業被害と1審被告が本件事業を実施したこと又は本件開門操作を行わないこととの間に因果関係があるかどうかを判断すべきところ、この判断に当たっては、本件事業が、諫早湾内及びその近傍における漁業環境やそこでのアサリ養殖業及びタイラギ潜水器漁業に係る漁業環境に及ぼした影響に内容やその程度の点が重要な問題となる」。
- ④「漁業被害と1審被告が本件事業を実施したこと又は本件開門操作を行わないこととの間に因果関係（通常人において前者（漁業被害）が後者の結果であることの確信を抱き得る程度の蓋然性）があるとは認められない」。

#### 3.3.2 裁判例の分析

判旨①③は、ルンバルショック事件判決（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁）を引用して、因果関係における立証責任の程度を示した。判旨②④は、事業と漁業被害との因果関係が明らかでないという理由から開門請求を認めなかった<sup>15</sup>。

### 3.4 諫早湾干拓地潮受堤防排水門開放差止事件1

#### 3.4.1 裁判所の判断

（長崎地決平成25年11月12日LEX/DB25502355）

- ①「差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に関する措置の有無

及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきである（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁，最高裁昭和62年（オ）第58号平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁，最高裁平成4年（オ）第1503号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁，最高裁平成4年（オ）第1504号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号2599頁参照）。

- ②「開門がなされた場合、債権者農業者ら、債権者県公社及び債権者漁業者らが受ける高度の蓋然性がある被害は…甚大なものというべきである。…各開門の差止請求が認められた場合に債務者が被る損害が…債権者らが被る被害を上回るものであることは、認められない」。

### 3.4.2 裁判例の分析

判旨①は、大阪国際空港上告審判決（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）を引用して、事業の合理性と被害の大きさを比較衡量するという考え方を示した。最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、大阪国際空港における騒音などの被害と空港の公共性などを比較衡量して事業の合理性を判断するとして下級審判決（大阪地判昭和49年2月27日民集35巻10号1621頁，大阪高判昭和50年11月27日民集35巻10号1881頁）までの考え方を否定して「航空行政権」という概念により原告らの訴えを退けた悪名高い判決である。厚木基地第1次訴訟（最一判平成5年2月25日民集47巻2号643頁）は、最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁と論理構成が異なっているが、自衛隊機の離着陸に「公権力の行使」を認め、民事差止請求を不適法とした<sup>16</sup>。国道43号線訴訟上告審判決（最二判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁）は、国等による上告であり、原告らに対する損害賠償を認めた。国道43号線訴訟上告審判決（最二判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁）は、道路沿線の住民等による上告であり、道路の公共性を重視し、自動車の走行についての差止請求を不適法とした<sup>17</sup>。

最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、「行政権」や「公権力の行使」を根拠として民事差

止を認めない前例となり、以後の裁判に継承されることになった。判旨①で列挙された最高裁判決は、承継された判決であり、公共事業裁判において原告が勝訴できなくなった判決である。判旨②は、判旨①の理由から原告の主張を認めなかった。

## 3.5 諫早湾干拓地潮受堤防排水門開放差止事件 2

### 3.5.1 裁判所の判断

（長崎地判平成29年4月17日裁判所ウェブサイト掲載）

- ①「差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するに当たっては…侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきである（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁，最高裁昭和62年（オ）第58号平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁，最高裁平成4年（オ）第1503号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁，最高裁平成4年（オ）第1504号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号2599頁参照）」。
- ②「差止請求を認容すべき違法性があるか判断するに当たっては、多数の当事者について権利・利益の妨害のおそれがある場合に、これを公共性ないし公益上の必要性を減殺するものとして考慮できるところ…農業被害が発生するおそれがあり…原告農業者らが受ける被害は重大なものというべきである。…開門の公共性ないし公益上の必要性は、相当減殺されるというべきである。…差止請求を認容すべき違法性があるというべきである」。

### 3.5.2 裁判例の分析

判旨①も長崎地決平成25年11月12日LEX/DB25502355（判旨①）と同様に大阪国際空港上告審判決（最大判昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁）などを引用して、開門調査を認めなかった。この理由として、開門による農業被害と開門の公共性と公益上の必要性を相殺して開門の

差止めを認めたものである（判旨②）。福岡高判平成30年3月19日裁判所ウェブサイト掲載と最二決令和元年6月26日LEX/DB25563788は、因果関係についての判旨がなかった。

### 3.6 諫早湾干拓地潮受堤防排水門開門請求事件2

#### 3.6.1 裁判所の判断

（長崎地判令和2年3月10日裁判所ウェブサイト掲載）

- ①「本件事業による本件潮受堤防の締切りによって生じたと認められる場合に、漁業行使権に対する侵害を肯定することができる」。
- ②「原告らに対し、それぞれの漁獲の量的又は質的な低下について主張立証を求めることも酷であるとまではいえない」。
- ③「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻9号1417頁参照）」。
- ④「本件調整池からの排水による影響は、諫早湾の湾奥部から湾中部にかけて生じていると認められるものの、これが重大なものであるとは認められない」。
- ⑤「本件潮受堤防の締切りによって、諫早湾内の潮流速が程度は不明であるものの低下し、成層化がその程度は小さなものとどまるものの進行したことにより、諫早湾内の湾奥部及び湾中部の貧酸素化及び底質における浮泥の堆積の進行の一因となっており、湾奥部においてはこれに加えて硫化水素が発生していると認められるが、いずれもその寄与の程度は大きなものとは認められない」。
- ⑥「本件潮受堤防の締切りによって、原告らの漁業行使権が侵害されているとは認められない」。

#### 3.6.2 裁判例の分析

判旨①③は因果関係について従来の裁判例の考え方と同じであった。判旨②は原告に個人ごとの漁獲の量的及び質的な低下の立証責任を負わせた点で原告の負担を増やしたと考えられる。判旨④⑤はそれぞれ潮受堤防の締切りによる諫早湾内の環境の悪化を認めたが、漁業被害を認めなかった。この点、浮泥の堆積の進行と硫化水素の発生（判旨⑤）は、漁業に大きな影響を与えると考えられることから問題がある判決だった。

## 4 政治と司法

次に、これまで述べてきたことを整理する。

### 4.1 政治の対立

宇井純は、足尾銅山の鉍毒事件以降の公害問題に共通する4つの段階を指摘した。諫早湾にも共通する内容であるので取り上げる。第1段階は、「公害発生が人々に認められること」である。第2段階は、「原因究明」である。第3段階は、「反論提出」である。発生源や第三者と称する人々から反論が必ず出てくる。第3段階の特徴は、数多くの反論が繰り返されるという特徴がある。多数の反論の中から唯一の真実を選ばなければならないので、実情を知らない人は混乱する。第4段階は「中和」である。中和とは、正論と反論が混じり合って真実が見えなくなる段階である。公害問題では、真実を隠そうとする加害者と真実を求める被害者が常に対立する。この点、諫早湾干拓事業でも「干拓事業を推進してきた地元の政治家、農林水産省の官僚」と「漁業被害を訴えている漁民、公共事業改革を目指す政治家」とが対立している。干拓事業と漁業被害との因果関係を明確にすれば、それだけで真実が分かるのだが、開門調査を拒む側、すなわち干拓事業を推進する方が政治的な力関係が強いので開門調査ができないのが現状である<sup>18</sup>。

前述したように、諫早湾では、干拓事業と漁業被害との因果関係が争点となり、2001年に小泉純一郎内閣の武部勤農林水産大臣は、干拓事業の抜本的

な見直しを表明し、2002年4月から28日間の短期間の開門調査を実施した。その後、2010年に内閣総理大臣に就任した菅直人は、福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁について上告を断念すると表明したのである。

小泉純一郎と菅直人の両内閣総理大臣は、公共事業改革に取り組もうとしたため開門調査を実施することを決断したのだろう。

## 4.2 司法

諫早湾で争点となった因果関係について整理する。学説は、「証明」と「疎明」とを区分して判決の基礎となる事実については証明を要するが、民事保全手続きにおける被保全権利及び保全の必要性については疎明で足りるとしている。ルンパールショック事件判決（最二判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁）にも共通していえることであるが、結局、裁判官の自由心証の問題なのである。学説は、心証度が80%以上であれば「証明」、心証度が60%であれば「疎明」と解説するが、心証の程度は数値化できない<sup>19</sup>。

公共事業裁判では、原告と被告（行政）の立証能力の差を考慮した公平な裁判を実現するための「あるべきモデル」は、どのような形になるのかが問題となる。本稿では以下のようなモデルを提示する。すなわち、公共事業事件において、被害の重大性、原告側の資力、専門家の不在、資料の未公開、などを根拠にして、ある程度の立証によって「一応の疑い」が「疎明」されれば、立証責任が転換され、被告側で、「疑いがない」という点まで「立証」しなければならぬ、というのが「公平」なモデルであると考えられる。

諫早湾裁判では、検討した全ての裁判例で、ルンパールショック事件判決（最高裁第二小法廷昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁）を引用して、「因果関係の立証の有無については、通常人が特定の事実が特定の結果発生を招来したという関係の存在を、確信することに至らなくとも一応確からしいという心証を持ちうるものか否かということで判断すべきである」という考え方を示した。

干拓事業と漁業被害との因果関係を認めた裁判例は、佐賀地決平成16年8月26日判時1878号34頁、佐賀地決平成17年1月12日訟月53巻3号766頁、佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁、福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁である。

事業と漁業被害との因果関係を認めなかった裁判例は、福岡高判平成17年5月16日判時1911号106頁、最三決平成17年9月30日訟月53巻3号773頁、長崎地判平成23年6月27日LEX/DB25471950、福岡高判平成27年9月7日LEX/DB25541157である。

長崎地決平成25年11月12日LEX/DB25502355（判旨①②）と長崎地判平成29年4月17日裁判所ウェブサイト掲載（判旨①②）は、干拓事業に合理性を持たせるために、大阪国際空港上告審判決（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）などの最高裁判決を引用して干拓工事により造成された農地のみ公益性や公益性を認めた結果、農業被害について高度の蓋然性を認めたのは、既に発生している漁業被害を考慮せずに、農業被害のみを過大に評価した点で暴挙であろう。そして、最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁などで登場した「公共性」や「公権力」は、民事差止請求を阻害するため<sup>20</sup>に考え出された概念であり、公共事業を推進するために造られた概念である。

長崎地判令和2年3月10日裁判所ウェブサイト掲載は、漁業にとって有害な浮泥の堆積の進行と硫化水素の発生を認めながら漁業被害を認めなかった。この点、これ以上の立証を原告に求めることは不可能を強いることになる。

## 4.3 まとめ

宇井純は、「因果関係は、直感的にかなり早くからわかるのが普通<sup>21</sup>」と指摘した。この点、国も被害発生的事实を認めて事業地近傍の4漁協に被害補償をしているが、被害が有明海全体に及んでいることを認めなかった。干拓事業と有明海の生態系破壊との因果関係は、漁民などに見れば直感的に明白なのである<sup>22</sup>。佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁は、①信義則上、中・長期開門調査を実施して因果関係がないことを証明する義務を負って

いること、②公害等調整委員会から開門調査等の実施が求められていること、③相当程度の蓋然性が立証されていることから、調査を実施しないことは立証妨害になるという考え方を示し、福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁も、この考え方を追認している<sup>23</sup>。

この点、小泉純一郎と菅直人<sup>24</sup>は、因果関係を認めて確定できるのは政治しかないことを知っていたのだろう。菅直人は、上告を断念して福岡高裁の判決を確定させることはできたが、排水門を開門させることはできなかった。開門できなかった最大の理由は、先行研究の五十嵐敬喜が指摘したような「公共事業基本法」がないことである。公共事業基本法があれば、公共事業の事後のコントロールについても司法が積極的に関与できたはずである。その後、先行研究の見平典が示した司法の流れ（判決の履行を促す有力な政治勢力がどの程度継続的に存在しているか）に従って、排水門は開門されずに現在まで至っている。

これまでの政治の動きと司法判断を時系列で整理すると、政治と司法は、①2002年に小泉純一郎内閣が実施した「短期間の開門調査」と干拓事業と漁業被害との因果関係を認めた佐賀地決平成16年8月26日判時1878号34頁（佐賀地決平成17年1月12日訟月53巻3号766頁）、②平成19年の参議院選挙で連立与党の大敗と開門調査を命じた裁判例（佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁）、③平成21年の民主党への政権交代と開門調査を命じた裁判例（福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁）、④開門調査を命じた裁判例（福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁）と菅直人内閣の上告断念というように相互に影響を与え合っている。

別の視角から、歴史的に干拓事業に「消極的な佐賀県」対「積極的な長崎県」、「因果関係を認めた佐賀地方裁判所」対「因果関係を認めなかった長崎地方裁判所」という対立軸があるように見える。このように、因果関係が政治と司法との間で交点となっているのは興味深い現象である。

諫早湾干拓事業の問題は、司法による解決は極めて困難であり、最終手段として政治的決断による特

別立法による解決<sup>25</sup>が必要になるだろう。

## 注

- 1 五十嵐敬喜=小川昭雄『道路をどうするか』（岩波新書、2008）ii-iv頁。
- 2 見平典「憲法学と司法政治学の対話 一違憲審査制と憲法秩序の形成のあり方をめぐって」法時86巻8号93-96頁。見平典=宍戸常寿=曾我部真裕=山本龍彦「憲法学と司法政治学の対話（前編）」法時86巻9号103頁。見平典=宍戸常寿=曾我部真裕=山本龍彦「憲法学と司法政治学の対話（前編）」法時86巻10号112頁。
- 3 田畑琢己「五十嵐公共事業論 一圏央道裁判を事例として」法学志林112巻1号（2014）41-47頁。
- 4 1952年に西岡竹次郎・長崎県知事が発表した（磯田尚子「諫早湾干拓事業における公共性および因果関係の検討」日本土地環境学会誌12号47頁）。
- 5 山下弘文『干潟を守る 一有明海・諫早湾 一開発とアセスメントに対する一住民の闘いの記録一』（武蔵野書房、1980）35-73頁。田中謙「諫早湾干拓事業の法的評価と今後の方向性」長崎大学経済学部研究年報18巻51-52頁。
- 6 磯田尚子「諫早湾干拓事業における公共性および因果関係の検討」日本土地環境学会誌12号47-49頁。田中謙「諫早湾干拓事業の法的評価と今後の方向性」長崎大学経済学部研究年報18巻51-52頁。
- 7 1984年12月の長崎県議会は事業の議決を行ったが、このときの事業費は1,350億円であった。
- 8 磯田尚子「諫早湾干拓事業における公共性および因果関係の検討」日本土地環境学会誌12号47-49頁。田中謙「諫早湾干拓事業の法的評価と今後の方向性」長崎大学経済学部研究年報18巻51-52頁。諫早干潟緊急救済本部『イサハヤ 一見殺しにされる地球を誰が守るのか』（游学社、1997）21-22頁。宮入興一「公共事業における費用対効果評価 一諫早湾干拓事業を契機として」経営と経済78巻3・4号77-78頁。
- 9 田中謙「諫早湾干拓事業の法的評価と今後の方向性」長崎大学経済学部研究年報18巻51-52頁。「諫早湾干拓事業の福岡高裁判決に対する国の上告見送りについて」長崎県HP、2021年。
- 10 田中謙「諫早湾干拓事業の法的評価と今後の方向性」長崎大学経済学部研究年報18巻53-54頁。
- 11 宮入興一「公共事業における費用対効果評価 一諫早湾干拓事業を契機として」経営と経済78巻3・4号77-79頁、「諫早湾干拓事業の概要」諫早市HP、2021年）。
- 12 朝日新聞（2017年4月6日朝刊）2頁。
- 13 田畑琢己『公共事業裁判の研究』（日本評論社、2016）90-93頁。
- 14 松本充郎「971 諫早湾干拓地潮受堤防の排水門を、やむを得ない場合を除き判決確定の日から3年を経過する日までに開放し以後5年間開放を継続すべきとされた事例」自治研究91巻3号148頁。
- 15 小林寛「諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件控

- 訴審判決 一福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁,判タ1342号80頁 一長崎地判平成23年6月27日LEX/DB25471950 環境法研究38号84頁。
- 16 畠山武道「厚木基地第1次訴訟 一自衛隊機の離着陸等の民事上の差止請求の可否」淡路剛久=大塚直=北村喜宣編環境法判例百選〔第2版〕95頁。
- 17 野村豊弘「国道43号線訴訟上告審判決 一道路の騒音・自動車排気ガスによる侵害の差止めと損害賠償」淡路剛久=大塚直=北村喜宣編環境法判例百選〔第2版〕100-101頁。
- 18 宇井純『公害の政治学』(三省堂新書,1968)146-147頁。宇井純は、「このような場合に「第三者」が登場して真実を分からなくする」と指摘したが、ここでも、漁民、住民、自然保護団体を除いた土木などの専門家だけ組織である「諫早湾防災対策検討委員会」が登場した。
- 19 大西勝滋「28 有明海沿岸の漁業者らが国営諫早湾土地改良事業によって漁業被害が発生しているとして工事の差止めを求めた仮処分命令の申立てを却下した保全抗告審の判断が許可抗告において維持された事例 一諫早湾干拓工事差止仮処分事件最高裁決定」『行政関係判例解説(平成17年)』(ぎょうせい,2007)253頁。
- 20 岩橋健定「環境民事訴訟における対立する環境利益の処理」『宮崎良夫先生古稀記念論文集 現代行政訴訟の到達点と展望』(日本評論社,2014)277頁。
- 21 宇井純『公害の政治学』(三省堂新書,1968)146頁。
- 22 馬奈木昭雄「漁業・農業をつぶす農水省 よみがえれ!有明訴訟 一諫早湾干拓事業差止」法と民主主義382号19頁。
- 23 大塚直「差止訴訟における因果関係と違法性の判断 一諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件控訴審判決(福岡高判平22.12.6)機縁として」法時83巻7号102頁。中島肇「諫早湾潮受堤防撤去事件控訴審判決 一差止判決の既判力」論究ジュリ13号154頁。
- 24 2011年7月7日の参議院予算委員会において菅直人は、「私は、結局、調整池を造ったことが…上流から家庭雑排水を含んだ水が流れてそこにたまりますから…水質が悪くなって…外海に出した…汚れた水の影響がいろいろな漁業被害をもたらしている…このように理解をいたしております。」と述べている。
- 25 毎日新聞(2017年4月15日朝刊)3頁。



| 排水門開放差止事件（原告：排水門開閉差止を求めらるる営農者側）  |                                    |                         |                      | 判旨       |  |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------|----------------------|----------|--|
| 事件名                              | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 申立人ないし原告             | 相手方ないし被告 |  |
| 諫早湾干拓地<br>潮受堤防排水<br>門開放差止事<br>件1 | 長崎地決 平成25年11月12日<br>LEX/DB25502355 | 債務者は、<br>排水門を閉<br>鎖しない。 | 開門差止<br>を求めらる<br>営農者 | 国        | ①<br>「差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の特つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に關する措置の有無及びその内容、効果等を考慮し、これを総合的に考察してこれを法すべきである。（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日日本法廷判決・民集35巻10号1369頁、最高裁昭和62年（オ）第58号平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁、最高裁平成4年（オ）第1503号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁、最高裁平成4年（オ）第1504号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号2599頁参照）。  |
|                                  | 長崎地決<br>平成27年11月10日                |                         |                      |          | ②<br>「開門がなされた場合、債権者農業者ら、債権者農業者ら及び債権者農業者らが被る被害は…重大なものといふべきである。…各開門の差止請求が認められた場合に債権者農業者らが被る被害を上回るものであることは、認められない」。   |
| 諫早湾干拓地<br>潮受堤防排水<br>門開放差止事<br>件2 | 長崎地判 平成29年4月17日<br>裁判所ウェブサイト掲載     | 債務者は、<br>排水門を閉<br>鎖しない。 | 開門差止<br>を求めらる<br>営農者 | 国        | ①<br>「差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するに当たっては…侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の特つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に關する措置の有無及びその内容、効果等を考慮し、これを総合的に考察してこれを法すべきである。（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日日本法廷判決・民集35巻10号1369頁、最高裁昭和62年（オ）第58号平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁、最高裁平成4年（オ）第1503号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁、最高裁平成4年（オ）第1504号同7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号2599頁参照）」。 |
|                                  | 福岡高判 平成30年3月19日<br>裁判所ウェブサイト掲載     | 控訴を却<br>下する。            | 開門差止<br>を求めらる<br>営農者 | 国        | ②<br>「差止請求を認容すべき違法性があるかどうか判断するに当たっては、多数の当事者について権利・利益の妨害のおそれがある場合に、これを公共性ないし公益上の必要性を減殺するものとして考慮できるところ…原告農業者らが受ける被害は重大なものといふべきである。…差止請求を認容すべき違法性があるというべきである」。  |
| 請求異議事件                           | 最二決 令和元年6月26日<br>LEX/DB25563788    | 上告を棄<br>却する。            | 開門差止<br>を求めらる<br>営農者 | 国        |  |
|                                  | 福岡高判 平成30年3月19日<br>裁判所ウェブサイト掲載     | 控訴を却<br>下する。            | 開門差止<br>を求めらる<br>営農者 | 国        |  |
| 請求異議事件                           | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 申立人ないし原告             | 相手方ないし被告 | 判旨   |
| 請求異議事件                           | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 申立人ないし原告             | 相手方ないし被告 | 判旨   |
| 間接強制申立事件1                        | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 申立人ないし原告             | 相手方ないし被告 | 判旨   |
| 間接強制申立事件2                        | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 申立人ないし原告             | 相手方ないし被告 | 判旨   |
| 間接強制申立事件3                        | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 申立人ないし原告             | 相手方ないし被告 | 判旨   |
| 強制執行停止申立事件                       | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 原告                   | 被告       | 判旨   |
| 別表                               | 判決年月日                              | 決定ないし判決                 | 原告                   | 被告       | 判旨   |
| 諫早湾干拓地<br>潮受堤防排水<br>門開放差止事<br>件1 | 福岡地判 平成18年12月19日<br>判決1241号66頁     |                         |                      |          |  |
| 請求異議事件                           |                                    |                         |                      |          |  |